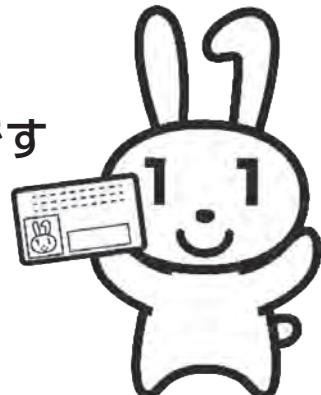


令和8年1月14日(水)から役場庁舎の 開庁時間の変更に伴う移行期間が始まります

移行期間

期 間	曜 日	開庁時間
令和8年1月14日(水)～3月31日(火)	月・水・金	8:30～17:00
	火・木	8:30～18:15

令和8年4月1日以降の平日の開庁時間は8時30分から17時00分までになります。



コンビニ交付サービスやオンライン申請が便利です

簡単で便利、役場に行かずに手続きできます。

○コンビニ交付サービス(6:30～23:00)

マイナンバーカードを利用して、コンビニ各店舗に設置されている
マルチコピー機で証明書の取得が可能です。

取得可能な証明書

戸籍全部(個人)事項証明書	戸籍の附票の写し	住民票の写し
印鑑登録証明書	所得証明書	課税証明書

※令和8年1月24日(土)～1月25日(日)および3月9日(月)～3月23日(月)は終日システムメンテナンスのため、
コンビニ交付サービスを停止します。

○オンライン申請

- マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、パスポートや転出の届出のオンライン申請ができます。ただし、転出の届出については、転出届以外の手続き(健康保険、介護保険、児童手当、水道など)がある場合は、窓口での手続きが必要です。
- カーブミラーや公衆街路灯などの損傷報告ができます。
- 粗大ごみ収集の個別収集の予約ができます。※広報でお知らせする予約期間に限ります。
- インターネットで、町有施設(文化会館、朝倉運動公園など)の空き状況の確認、利用予約ができます。

今後もより一層の住民サービスの向上に努めていきますので、
ご理解とご協力をお願いします。



▲垂井町オンラインサービス一覧

問 総務課 ☎22-1151

※各業務に関することは、担当課へ直接お問い合わせください。